医師労働時間短縮計画作成支援について

■ 令和6年4月から、医師の時間外・休日労働の上限規制が適用されます。

A水準…一般の医師に適用される水準(原則年960時間)

連携B・B水準…地域の医療提供体制の確保のため暫定的に認められる水準(年1,860時間)

C水準…集中的に技能を向上させるために必要な水準(年1,860時間)

- ◇ 年間の時間外・休日労働時間数が960時間を超える医師が勤務する医療機関は、令和5年度末までの医師労働時間短縮計画(以下「計画」という。)の作成が努力義務となるとともに、連携B・B・C水準の指定を受けることを予定している医療機関は、指定の申請に当たり、令和6年度以降の計画の案の作成が必要となります。
- ※ <u>医師の働き方改革に関する制度等の詳細については、厚生労働省のホームページにて「医師の働き方改革の推進に関する検討会」の資料等を御覧ください。</u>
- 東京都医療勤務環境改善支援センターのアドバイザーが計画作成を支援します。
 - ◇対象

年間の時間外・休日労働が960時間を超えている医師が勤務している医療機関

- ※ 医療機関の目的に応じて、令和5年度末までの計画を作成する場合と令和6年度以降の計画 の案を作成する場合に分けて支援を行います。
- ◇ 実施内容

以下の手順で支援します。

- ① 初回訪問時に医師の働き方改革に向けた取組状況や課題等をヒアリングします。
- ② 必要に応じて都が作成したチェックリスト等を用いながら、医療機関に提示していただく資料やデータから現状を分析し、問題点の指摘や助言、医師の労働時間短縮に向けた取組の提案を行います。
- ③ 必要な助言等を行った後、医療機関が計画を作成します。
- ④ 医療機関が作成した計画を確認し、必要に応じて更なる助言等を行います。

■ 支援に当たっては、以下の事項に留意してください。

- ◇ 医師の働き方改革に向けた取組の主体は医療機関自身であり、アドバイザーは補佐的な立場です。 「アドバイザーがすべてやってくれる」という「受け身の姿勢」ではなく、医療機関が自主的に考え、積極的に行動してください。
- ◇ 管理者が本取組について十分な理解をしていないと、効果的な取組となりません。<u>必ず管理者の</u> <u>意向を確認</u>してください。
- ◇ 計画の作成がゴールではありません。支援終了後は、作成した計画に基づき、医師の労働時間短縮に取り組んでください。

また、取組を進めていく上で相談等があれば、東京都医療勤務環境改善支援センターの相談窓口を御活用ください。(電話番号:03-6272-9345、平日9時30分~17時30分)

- ◇ 支援終了後、取組状況を確認させていただく場合や、外部への取組事例の紹介等について御相談 させていただく場合があります。その際は御協力をお願いいたします。
- ◇ 本支援は行政による無料の支援となり、いわゆる「顧問契約に基づく支援」とは異なるため、相談内容によっては支援に応じかねることがあります。また、医療機関からの支援の応募状況によっては支援に応じかねることもありますので、あらかじめ御了承ください。

計画作成支援以外の東京都医療勤務環境改善支援センターの取組については、東京都福祉保健局のホームページを御覧ください。